

令和2年度大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金の事業計画書の記入について、以下のとおり現時点の取扱いをお示します。なお、補助要件については検討中であり、下記の取扱いについても、今後の新型コロナウイルス感染症の影響による幼稚園の開園状況や国が今後示す方針等により変更となる可能性がありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

### 例年と取扱いが変わらない点

#### ■ 預かり保育全般

- ① 預かり保育の実施主体は、幼稚園設置者であり、幼稚園教諭免許または保育士資格（※）を有する者を配置していること。

（例：第三者が実施するものや第三者が幼稚園の施設を借りて実施するものは対象外）

※保育士（保母）資格証明書のみ有する場合、保育士証の交付を受けてください。

※幼稚園教諭免許については更新期限を確認してください。免許状が失効している教員は補助対象になりません。

- ② 教育要領による「教育活動の一環」としての「預かり保育」として実施していること。

（教育時間前後において、登園した園児を幼稚園内において自由に遊ばせているだけの場合は対象外）

#### ■ 預かり保育時間数のカウント方法

- ① 実際に「預かり保育」を実施した時間数でカウントしてください。

- ② 「預かり保育」を実施した時間とは、実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した時間とします。

- ③ 課外活動は預かり保育時間の対象外とします。

- ④ 夏休み中（長期休業期間）の夏期保育で全員参加形態の時間帯は預かり保育の時間に含みません。

- ⑤ 市町村が実施する「子どものための教育・保育給付費補助金」の申請を行っている場合、申請に係る預かり保育（預かり時間数、園児数及び教員数）については対象外とします。

また、預かり保育について市町村から別途補助金の交付がある場合、補助対象経費の取扱い等について市町村に十分確認してください。

#### ■ 1日平均の預かり保育担当教員数

- ① 実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した日の預かり保育担当教員数を合計した数を、当該日数を合計した数で除した数（小数点以下切り捨て）とします。

- ② 預かり保育を実施した日の保育時間が2時間未満の場合、また園児の受入れがなかった場合の当該担当教員数及び当該日数は控除します。

③算出は通常保育日、休業日、長期休業日の各区分で行います。

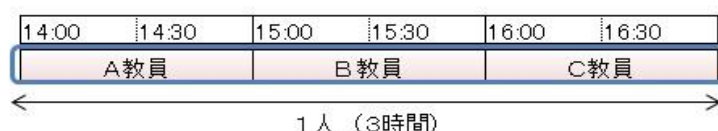
#### ■ 1日平均預かり保育時間

- ①実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した時間を合計した数を、当該日数を合計した数で除した時間とします。
- ②預かり保育を実施した日の保育時間が2時間未満の場合、また園児の受入れがなかった場合の当該保育時間数及び当該日数は控除します。

#### ■ 預かり保育担当教員のカウント方法

- ①教員配置数は、預かり保育時間中、恒常的に配置されている教員数とします。

(イメージ1) 通算3時間の預かり時間通して1人の配置なので担当教員数は1人



(イメージ2) 通算3時間の預かり時間の半分(1時間30分)に2人配置されているので担当教員数は2人



$(1.5\text{時間}(A\text{教員}) + 1.5\text{時間}(B\text{教員}) + 1.5\text{時間}(C\text{教員})) \div 3\text{時間}(預かり時間) = 1.5\text{名}$   
⇒(四捨五入)⇒ 2名

- ②夏休み中(長期休業期間)の夏期保育で全員参加形態の時間帯は預かり保育の対象外とし、預かり保育時間中の担当教員のみをカウントします。

### 令和2年度に限っての取扱い

- ・例年、4月から10月における預かり保育の実績に基づき補助金額を算定していましたが、例年どおりの方法で算定すると、令和2年4月、5月に預かり保育を未実施、あるいは限定実施した園については補助金額が小さくなるおそれがあるため、今年度は臨時休園期間を考慮した月数での実績に基づいて補助金額を算定する予定です。
- ・補助の対象となるためには、令和2年6月15日以降は基本的に預かり保育の週当たりの実施回数が5日以上であることが必要です。

## 令和2年度の事業計画書（様式3「預かり保育実施簿」）記入において留意いただきたい点

以下の「①保育日の区分」欄等は全て様式3「預かり保育実施簿」の記入欄を指します。

### 1. 令和2年4月、5月の臨時休園実施期間中の通常保育日

	「①保育日の区分」欄	「②預かり保育の有無」欄	「⑦・平日が休業日の理由 ～」欄	
預かり保育を実施しなかった日	「長期休業日」と記入（選択）してください。	「0」（実施なし）を記入してください。	「臨時休園」と記入してください。	
	「①保育日の区分」欄	「④預かり時間数」欄	「⑦・平日が休業日の理由 ～」欄	その他の欄
預かり保育を実施した（※）日	「長期休業日」と記入（選択）してください。	園則に定める教育時間を預かり時間数から除く必要はありません。 （例）8時～16時 預かり保育を実施 9時～14時 園則に定める教育時間 →預かり時間数は8時間（教育時間の5時間を除く必要はありません。）	「臨時休園」と記入してください。	通常どおり記入してください。

※保護者が医療従事者等である園児に対してのみ預かり保育を実施した場合も含まれます。

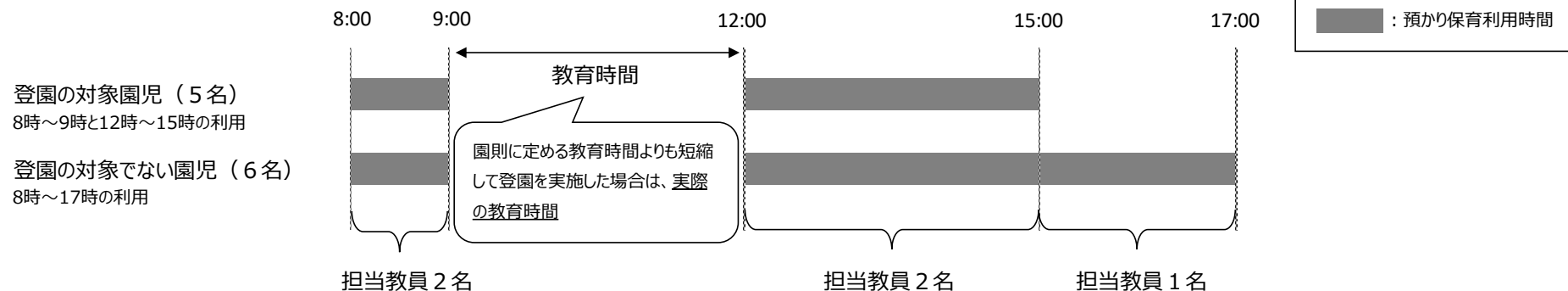
### 2-1. 令和2年6月1日～6月14日の段階的な教育活動の再開時期における登園日

	「①保育日の区分」欄	「②預かり保育の有無」欄	「⑦・平日が休業日の理由～」欄		
預かり保育を実施しなかった日	「通常保育日」と記入（選択）してください。	「0」（実施なし）を記入してください。	印刷範囲外に「理由を記載してください」と表示されても空欄で結構です。		
	「①保育日の区分」欄	「④預かり時間数」欄	「⑤預かり園児数」欄	「⑦・平日が休業日の理由～」欄	その他の欄
預かり保育を実施した日	「通常保育日」と記入（選択）してください。	合計の預かり時間数を記入してください。ただし、登園の対象園児と対象でない園児の預かり時間数を分けて合計はしないでください。また、教育時間は含めないでください。この場合の教育時間は実際の教育時間を指します。	合計の預かり園児数を記入してください。延べ人数を記入しないでください。	教育時間が園則に定める時間と異なる場合は、「教育時間〇〇：〇〇～〇〇：〇〇」と記入してください。（同じ時間数で複数時間設定がある場合はそのうち1つを記入）	通常どおり記入してください。

次ページ参照

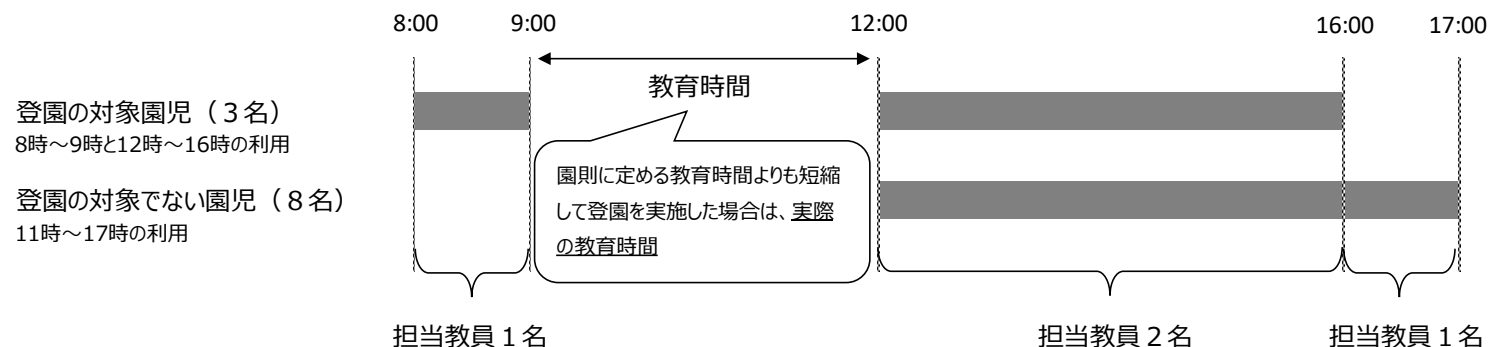
《6月1日～6月14日の段階的な教育活動の再開時期における登園日に預かり保育を実施した場合の例》

■登園の対象園児5名が預かり保育を4時間利用、登園の対象でない園児6名が預かり保育を6時間利用した場合（下図）



- 「預かり時間数④」欄 : 6時間（8時～9時の1時間＋12時～17時の5時間（合計の預かり時間数を記入。ただし、登園の対象園児と対象でない園児の預かり時間数を分けて合計はしない。また、教育時間は含めない））
- 「預かり園児数⑤」欄 : 11名（合計の預かり園児数を記入。延べ園児数とはしない）
- 「平均担当教員数⑥」欄 : 2名（（2名×1時間＋2名×3時間＋1名×2時間）÷6時間＝1.7名 →（四捨五入）2名）

■登園の対象園児3名が預かり保育を5時間利用、登園の対象でない園児8名が預かり保育を5時間利用した場合（下図）



- 「預かり時間数④」欄 : 6時間（8時～9時の1時間＋12時～17時の5時間（合計の預かり時間数を記入。ただし、登園の対象園児と対象でない園児の預かり時間数を分けて合計はしない。また、教育時間は含めない））
- 「預かり園児数⑤」欄 : 11名（合計の預かり園児数を記入。延べ園児数とはしない）
- 「平均担当教員数⑥」欄 : 2名（（1名×1時間＋2名×4時間＋1名×1時間）÷6時間＝1.7名 →（四捨五入）2名）

**2-2. 令和2年6月15日以降の通常の教育活動の再開時期における登園日（登園の対象園児と対象でない園児が分かれている場合）**

	「①保育日の区分」欄	「④預かり時間数」欄	「⑤預かり園児数」欄	「⑦・平日が休業日の理由 ～」欄	その他の欄
預かり保育を実施した日	「通常保育日」と記入（選択）してください。	合計の預かり時間数を記入してください。ただし、登園の対象園児と対象でない園児の預かり時間数を分けて合計はしないでください。 また、教育時間は含めないでください。この場合の教育時間は園則に定める教育時間を指します。	合計の預かり園児数を記入してください。延べ人数を記入しないでください。	教育時間が園則に定める時間と異なる場合は、「教育時間〇〇：〇〇～〇〇：〇〇」と記入してください。（同じ時間数で複数時間設定がある場合はそのうち1つを記入）	通常どおり記入してください。

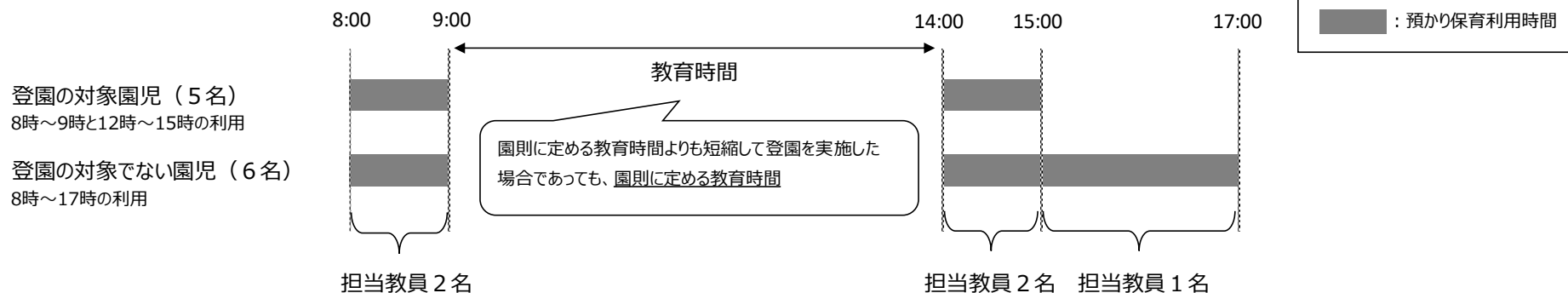
次ページ参照

**3. 令和2年度の夏期休業日（長期休業日）を通常保育日に変更した場合**

	「①保育日の区分」欄	「④預かり時間数」欄	「⑦・平日が休業日の理由 ～」欄	その他の欄
預かり保育を実施した日	「通常保育日」と記入（選択）してください。	園則に定める教育時間を預かり時間数に含めることはできません。 （例）9時～14時が園則に定める教育時間で、8時～9時及び14時～16時に預かり保育を実施した場合 →預かり時間数は3時間（教育時間の5時間を預かり時間数に含めることはできません。）	「夏期休業日を通常保育日に変更」と記入してください。	通常どおり記入してください。

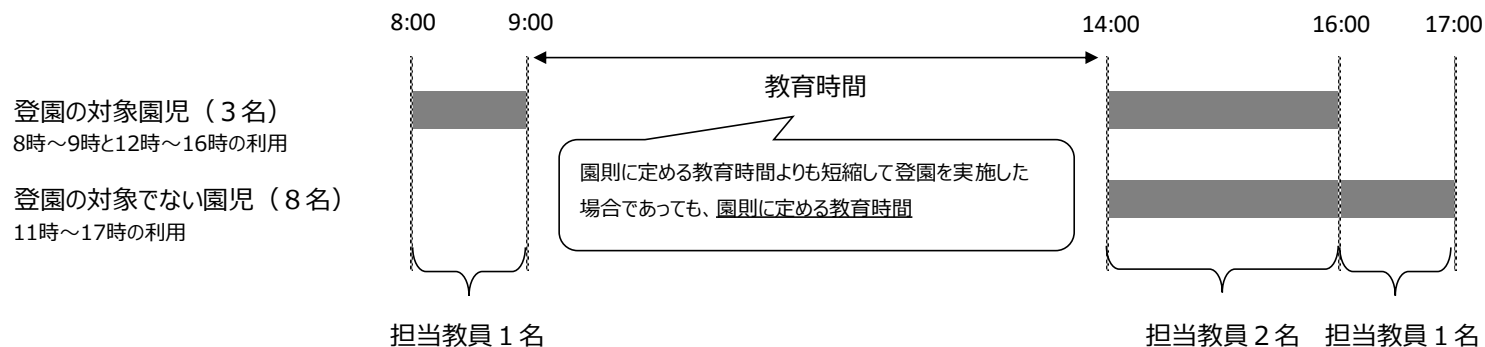
《6月15日以降の通常の教育活動の再開時期における登園日（登園の対象園児と対象でない園児が分かれている場合）に預かり保育を実施した場合の例》

■登園の対象園児5名が預かり保育を2時間利用、登園の対象でない園児6名が預かり保育を4時間利用した場合（下図）



- 「預かり時間数④」欄 : 4時間（8時～9時の1時間＋14時～17時の3時間（合計の預かり時間数を記入。ただし、登園の対象園児と対象でない園児の預かり時間数を分けて合計はしない。また、教育時間は含めない））
- 「預かり園児数⑤」欄 : 11名（合計の預かり園児数を記入。延べ園児数とはしない）
- 「平均担当教員数⑥」欄 : 2名（（2名×1時間＋2名×1時間＋1名×2時間）÷4時間＝1.5名 →（四捨五入）2名）

■登園の対象園児3名が預かり保育を3時間利用、登園の対象でない園児8名が預かり保育を3時間利用した場合（下図）



- 「預かり時間数④」欄 : 4時間（8時～9時の1時間＋14時～17時の3時間（合計の預かり時間数を記入。ただし、登園の対象園児と対象でない園児の預かり時間数を分けて合計はしない。また、教育時間は預かり時間数に含めない））
- 「預かり園児数⑤」欄 : 11名（合計の預かり園児数を記入。延べ園児数とはしない）
- 「平均担当教員数⑥」欄 : 2名（（1名×1時間＋2名×2時間＋1名×1時間）÷4時間＝1.5名 →（四捨五入）2名）